

道の駅むつぎわつどいの郷車中泊スペース防犯カメラ管理規程

1 趣旨

この規程は、道の駅むつぎわつどいの郷車中泊スペースに設置する防犯カメラについて、次項に定める設置目的を達成するため、適正な設置及び運用に関する必要な事項を定めるものである。

2 設置目的

防犯カメラは、道の駅むつぎわつどいの郷車中泊スペースにおける犯罪防止や事故防止のために設置するものとする。

3 設置者等

(1) 設置者

むつぎわスマートウェルネスタウン株式会社
代表取締役 宮森一郎

(2) 設置者は、防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。

また、防犯カメラの操作を行わせるため、取扱担当者（*）を置くものとする。

管理責任者
むつぎわスマートウェルネスタウン株式会社
エリアマネージャー 中川伸司

(3) 管理責任者の責務は、次のとおりとする。

- ア 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らさないこと
- イ その他画像の適切な取扱いに努めること

(4) 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラを操作してはならない。

4 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 2台 千葉県長生郡睦沢町森2番1（別紙配置図のとおり）

5 設置表示

防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載したプレート等を設置する。

6 画像の保存と廃棄

(1) 保存期間

撮影された画像の保存期間は、7日間とする。

(2) 画像加工の禁止

画像は、撮影時のまま保存し、加工しないものとする。

(3) 保管場所

画像はクラウド録画し、クラウドにアクセスするパスワードは適正に管理する。

(4) 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者及び管理責任者が許可した者以外は、閲覧を禁止する。

(5) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、上書きにより速やかに、確実に消去する。

7 画像の利用及び提供の制限

(1) 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

(2) 上記アからエにより画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

8 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、2025年10月10日から施行する。